

## 【令和5年度処遇改善等加算について】

### 1. 介護職員処遇改善加算

#### (1) 介護職員処遇改善加算とは

全5区分（加算Ⅰ～加算Ⅴ）からなる区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行なうための加算である。親和会ではキャリアパス要件及び職場環境要件を満たしており加算Ⅰを算定する。

#### (2) キャリアパス要件、職場環境等要件とは

キャリアパス要件Ⅰ：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること。

キャリアパス要件Ⅱ：資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること。

キャリアパス要件Ⅲ：経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。

#### (3) 介護職員処遇改善加算の目的

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。

#### (4) 介護職員の責務

- ・自分自身の資質向上に努める。（介護技術向上、接遇改善等）
- ・利用者の尊厳を考え行動する。（虐待ととらえられかねない行動、言動は慎む。）
- ・感染予防に取り組む。等を常に意識し、介護の専門職としてふさわしい態度で業務を遂行すること。

#### (5) 改善の内容

収入見込み額			23,545,920円	
改善予定額	①処遇改善手当		常勤	
		介護福祉士	18,000円	10,206,000円
		実務者研修修了者	13,000円	780,000円
		初任者研修修了者	11,000円	693,000円
		無資格者	10,000円	240,000円
	②夜勤手当増額		1,000円	2,880,000円
	③サ責手当		10,000円	360,000円
	④賞与（昇給分）	30,000円	4ヶ月	7,728,000円
⑤法定福利費		15%	2,273,850円	
合計			25,160,850円	
差額			1,614,930円	

※30H/週以上の非常勤は常勤の75%、30H/週未満の非常勤は常勤の50%を処遇改善手当として支給する。

※「④賞与（昇給分）30,000円」とは過去の昇給額を平均30,000円とし、前年実績の4.5ヶ月相当を今年度の支給予定の賞与に含むものとする。賞与に加算されるものではない。

#### (6) 支給基準

- ①給与算定期間（毎月1日から末日）において、11日（有休を含む）以上勤務したものを対象とする。
- ②令和5年6月より令和6年5月まで支給する。

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算

### (1) 介護職員等特定処遇改善加算とは

令和元年度の介護報酬改定で、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え算定可能となった加算である。経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められることとなった。親和園、庄屋の里は特定加算Ⅰを、はんだヘルパーステーションは特定加算Ⅱを算定する。

### (2) 算定要件

- ・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを算定していること。
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行なっていること。
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行なっていること。
- ・サービス提供体制強化加算、特定事業所加算の取得状況を加味して加算率を設定。

### (3) 改善の内容

収入見込み額			10,637,280円	
改善予定額	①特定処遇改善手当	常勤		
		経験・技能ある介護職員	15,000円	4,140,000円
		介護職員	11,000円	4,785,000円
		その他職種	5,500円	1,056,000円
	②法定福利費		15%	1,497,150円
	合計		11,478,150円	
差額			840,870円	

※経験・技能ある介護職員とは親和会での勤続10年を超える介護福祉士とする。

※その他職種は前年の年収440万円以下のものを対象とする。勤務期間が1年に満たない場合、1年分の年収見込みで判断する。

※30H/週以上の非常勤は常勤の75%、30H/週未満の非常勤は常勤の50%を特定処遇改善手当として支給する。

### (4) 支給基準

- ①給与算定期間（毎月1日から末日）において、11日（有休を含む）以上勤務したものを対象とする。
- ②令和5年6月より令和6年5月まで支給する。

以上

### 3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

#### (1) 介護職員等ベースアップ等支援加算とは

介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度引き上げるための措置を講じることとした加算である。

#### (2) 対象者

##### ①介護職員

※30H/週以上の非常勤は常勤の75%、30H/週未満の非常勤は常勤の50%とする。

##### ②前年の賃金総額が440万円未満の夜勤業務を行う准看護師

#### (3) 改善の内容

収入見込み額			4,773,480円
改善予定額	①処遇改善支援補助金	常勤	
		介護職員	6,000円
		その他職種	6,000円
	②法定福利費	15%	650,700円
	合計		4,988,700円
差額			215,220円

#### (4) 支給期間

①給与算定期間（毎月1日から末日）において、11日（有休を含む）以上勤務したものを対象とする。

②令和5年6月より令和6年5月まで支給する。

以上